

昭和三十九年法律第六十七号

河川法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 河川管理

第一節 通則(第九条―第十五条の二)

第二節 河川工事等(第十六条―第二十二條の三)

第三節 河川の使用及び河川に関する規制

第一款 通則(第二十三条―第三十七条の二)

第二款 水利調整(第三十八条―第四十三条)

第三款 ダムに関する特則(第四十四条―第五十一条の三)

第四款 緊急時の措置(第五十二条―第五十三条の二)

第四節 河川保全区域(第五十四条・第五十五条)

第五節 河川予定地(第五十六条―第五十八条)

第二章の二 河川立体区域(第五十八条の二―第五十八条の七)

第二章の三 河川協力団体(第五十八条の八―第五十八条の十三)

第三章 河川に関する費用(第五十九条―第七十四条)

第四章 監督(第七十五条―第七十九条の二)

第五章 社会資本整備審議会(調査審議等及び都道府県河川審議会)(第八十条―第八十六条)

第六章 雑則(第八十七条―第一百一条)

第七章 罰則(第一百二条―第一百九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。
(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯(堤防又はダム貯水池に沿つて設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除去し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることに河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

7 二級河川については、前条第一項の一級河川の指定があつたときは、当該二級河川についての第一項の指定は、その効力を失う。

(河川区域)

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域

二 河川管理施設の敷地である土地の区域

三 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。)の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防(以下「高規格堤防」という。)については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができるとする。

3 河川管理者は、第一項第二号の区域のうち、その管理する樹林帯(堤外の土地にあるものを除く。)の敷地である土地の区域(以下単に「樹林帯区域」という。)については、その区域を指定しなければならない。

4 河川管理者は、第一項第三号の区域、高規格堤防特別区域又は樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 河川管理者は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三百三十七号)に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6 河川管理者は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条若しくは第二十五条の二の規定に基づき保安林として指定された森林、同法第三十条若しくは第三十条の二の規定に基づき保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条の規定に基づき保安施設地区として指定された土地又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基づき保安施設地区に予定された地区として告示された土地につき樹林帯区域の指定又はその変更をしようとするときは、農林水産大臣(都道府県知事が同法第二十五条の二の規定に基づき指定した保安林又は同法第三十条の二の規定に基づき告示した保安林予定森林については、当該都道府県知事)に協議しなければならない。

(河川管理者)

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

(河川工事)

第八条 この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除去し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

第二章 河川管理

第一節 通則

(一級河川の管理)

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定める

公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都道府県との境界に係るものであるときは、当該他の都道府県知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

7 二級河川については、前条第一項の一級河川の指定があつたときは、当該二級河川についての第一項の指定は、その効力を失う。

とるにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うことができる。

3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、指定区間を指定するとき、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととする。ことができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。

7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用については、必要な技術的読替は、政令で定める。

（二級河川の管理）
第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用については、必要な技術的読替は、政令で定める。

（境界に係る二級河川の管理の特例）
第十一条 二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、関係都府県知事は、協議して別に管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

（河川の台帳）
第十二条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3 河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、政令で定める。

4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（河川管理施設等の構造の基準）
第十三条 河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状態及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならぬ。

2 河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

（河川管理施設の操作規則）
第十四条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるものの意見をきかなければならない。

（他の河川管理者に対する協議）
第十五条 河川管理者は、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは變更しようとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第二十三条若しくは第二十四条から第二十九条までの規定による処分（当該処分に係る第七十五条の規定による処分を含む。）をしようとする場合において、当該操作規則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議しなければならない。

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に關する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に關する基準を含むものでなければならない。

（河川整備基本方針）
第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に關する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めおかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定めなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の變更について準用する。

（河川整備計画）
第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に關する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めおかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に關し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の變更について準用する。

（市町村長の施行する工事等）
第十六条の三 市町村長は、第九条第五項及び第十條第二項の規定による場合のほか、第九条第一項及び第二項並びに第十條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、その実施の目的、河川に及ぼす影響の程度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行うおとすとき、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行うものとする。
(国土交通大臣の施行する工事等)

第十六条の四 国土交通大臣は、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）における河川の改良工事若しくは修繕（以下この項において「改良工事等」という。）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この項及び第六十条第一項において単に「災害復旧事業」という。）に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは管理する二級河川に係る政令で定める改良工事等又はこれらの河川に係る災害復旧事業に関する工事（いずれも高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第六十五条の三において「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、これを施行することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定河川工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都道府県知事等に代わつてその権限を行うものとする。
(災害が発生した場合における国土交通大臣の実施する維持)

第十六条の五 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県知事等から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県等における河川の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は管

理する二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものであつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。次項及び第六十五条の四において「特定維持」という。）を当該都道府県知事等に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第九条第二項及び第五項並びに第十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、これを施行することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該都道府県知事等に代わつてその権限を行うものとする。
(兼用工作物の工事等の協議)

第十七条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
(工事原因者の工事の施行等)

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更するを生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。
(附帯工事の施行)

第十九条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。
(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受け

て、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。
(工事の施行に伴う損失の補償)

第二十一条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十三条第一項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者（当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。）は、これらの工事をするを必要とする者（以下この条において、「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、河川工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。
3 第一項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。
4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。
(洪水時等における緊急措置)

第二十二条 洪水、津波、大潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。
3 河川管理者は、第一項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者があるとき

は、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
4 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。
6 第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
(水防管理団体が行う水防への協力)

第二十二條の二 河川管理者は、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第七條第三項（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした水防計画（同法第二條第六項に規定する水防計画をいう。以下この条において同じ。）に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体（同法第二條第二項に規定する水防管理団体をいう。第三十七條の二において同じ。）が行う水防に協力するものとする。
(高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等)

第二十二條の三 河川管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、高規格堤防特別区域内における高規格堤防の部分が損傷し、又は損傷するおそれがあり、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人の土地において、その支障を除去するために必要な限度において、その高規格堤防の部分を原状に回復する措置又はその原状回復若しくは保全のために必要な地盤の修補、物件の除却その他の措置（以下「原状回復措置等」という。）をとることができる。
2 前項の規定により他人の土地において原状回復措置等をとろうとする場合においては、あら

るべき措置等をとらなければならない。
4 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。
6 第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
(水防管理団体が行う水防への協力)

はじめ、当該土地の所有者及び占有者に通知し、その意見を聴かなければならない。

3 第一項の場合において、他人の占有する土地に立ち入るときは、前項の規定によるほか、第八十九条第二項から第五項までの規定によらなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による原状回復措置等を拒み、又は妨げてはならない。

5 河川管理者は、第一項の規定による原状回復措置等により損失を受けた者があるときは、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 第二十二條第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第三節 河川の使用及び河川に関する規制

第一款 通則

第二十三條の二 (流水の占用の許可)

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

第二十三條の三 (登録の実施)

河川管理者は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第十二条第二項の水利台帳に登録しなければならない。

第二十三條の四 (登録の拒否)

河川管理者は、第二十三條の二の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

その執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第七十五条第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 第二十三條の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるとき、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

第二十四條 (土地の占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

第二十五條 (土石等の採取の許可)

河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第二十六條 (工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

第二十七條 (高規格堤防特別区域内の土地)

高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

- 一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に對する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築
- 二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれ

のあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却については、第一項の許可の申請又は第三十七條の二、第五十八條の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第一項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設(樹林帯を除く。)を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域(次項及び次条第三項において「特定樹林帯区域」という。)内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

(土地の掘削等の許可)

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第一項の許可に係る行為のために行ふものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

第二十七條 (高規格堤防特別区域内の土地)

高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

第二十八條 (河川区域内の土地)

河川区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

第二十九條 (河川の掘削)

河川の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

- 二 盛土

三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

四 竹木の栽植又は伐採

3 樹林帯区域内の土地においては、第一項の規定にかかわらず、次の各号(特定樹林帯区域内の土地にあつては、第二号及び第三号)に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

一 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の除却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

二 竹木の栽植

三 通常の管理行為で政令で定めるもの

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第一項の許可をし、又は第五十八條の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議に応じてはならない。

5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6 前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第五十八條の十三、第九十五条若しくは第九十九条第二項の規定による協議があつた場合に準用する。

(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

(河川の流水等)について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可

第二十九條 第二十三條から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例

で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（許可工作物の使用制限）

第三十条 第二十六条第一項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

（原状回復命令等）

第三十一条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に關して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録をしたときは、速やかに、当該許可又は登録に係る事項を当該許可又は登録に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可又は登録について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（許可等に基づく地位の承継）

第三十三条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第二十三条若しくは第二十四条から第二十七条までの許可又は第二十三条の

二の登録を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可若しくは第二十三条の二の登録に基づく権利を承継し、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この条において「許可に係る工作物等」という。）を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの規定による許可又は登録に基づく地位を承継する。

2 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に關しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

（権利の譲渡）

第三十四条 第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は第二十三条の二の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。

3 第二十三条の三及び第二十三条の四の規定は、第一項に規定する登録に係る同項の承認に關して準用する。

（関係行政機関の長との協議）

第三十五条 国土交通大臣は、水利使用に關し、第二十三条の許可、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に關する許可を除く。）又は前条第一項に規定する許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に關する第二十四条の許可を除く。）に係る同項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に關し第七十五条の規定による処分を

しようとするとき、又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、第二十七条第一項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為により著しい影響を受ける事業があるときは、当該事業を主管する行政機関の長に協議しなければならない。

（関係地方公共団体の長の意見の聴取）

第三十六条 国土交通大臣は、水利使用に關し、第二十三条の許可、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に關する許可を除く。）又は第三十四条第一項に規定する許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に關する第二十四条の許可を除く。）に係る同項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が前条第一項の政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これらの規定による許可に關し第七十五条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条の許可又は第二十六条第一項の許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に關する許可を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 指定都市の長は、水利使用に關し、第九条第五項の規定により行ふものとしてされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条の許可又は第二十六条第一項の許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に關する許可を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第二十七条第一項の許可をしようとする場合において、当該許可が政令で定める行為に係るものであるときは、あらかじめ、

め、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（河川管理者の工作物に關する工事の施行）

第三十七条 河川管理者は、第二十六条第一項の許可を受けた者の委託があつた場合において、同項の許可に係る工作物に關する工事を自ら行うことができる。

（土地の占用等に関する水防管理団体等の特例）

第三十七条の二 水防管理団体又は水防協力団体（水防法第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下この条において同じ。）が行う水防に必要な器具、資材又は設備を保管するための倉庫その他これに類する施設として国土交通省令で定めるものの設置についての第二十四条、第二十六条第一項及び第三十四条第一項（第二十四条の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、水防管理団体又は水防協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第二款 水利調整

（水利使用の申請があつた場合の通知）

第三十八条 河川管理者は、水利使用に關し第二十三条の許可又は第二十六条第一項の許可（第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に關する許可を除く。）の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条及び第二十四条から第二十九条までの規定による許可を受けた者並びに政令で定める河川に關し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けることが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

（関係河川使用者の意見の申出）

第三十九条 前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。（申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件）

第四十条 河川管理者は、水利使用に關し第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとする

る場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行うことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない。

一 当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きい場合

二 損失を防止するために必要な施設（以下「損失防止施設」という。）を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められる場合

2 国土交通大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に關し第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

（水利使用の許可等に係る損失の補償）

第四十一条 水利使用に関する第二十三条若しくは第二十六条第一項の許可又は第二十三条の二の登録により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に関する許可又は登録を受けた者がその損失を補償しなければならない。

（損失の補償の協議等）

第四十二条 前条の規定による損失の補償で関係河川使用者に係るものについては、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議しなければならぬ。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。

3 河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の關係河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等を定めて、当該水利使用の許可を受けた者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。

4 河川管理者は、第二項の裁定をしようとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の収用委員会の意見をきかなければならない。

5 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があった日から六十日以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

7 第五項の規定による訴えの提起は、水利使用及び当該水利使用に係る事業の実施を妨げない。

（流水の貯留又は取水の制限）

第四十三条 水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした関係河川使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償の損失防止施設設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。

ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工物物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。

一 補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき。

二 補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

三 水利使用の許可を受けた者が補償金を受けるべき者を確知することができないとき。ただし、水利使用の許可を受けた者に過失があるときは、この限りでない。

四 水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。

五 水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

3 前項第四号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。

4 第二項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。

5 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

6 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

第三款 ダムに関する特別

（河川の従前の機能の維持）

第四十四条 ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条第一項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。第五十一条の二及び第五十一条の三を除き、以下同じ。）で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

（水位、流量等の観測）

第四十五条 ダムで政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの操作が当該河川の管理上適正に行なわれることを確保するため、政令で定める基準に従い、観測施設を設け、水位、流量及び雨雪量を観測しなければならない。

（ダムの操作状況の通報等）

第四十六条 前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 前条のダムの設置者は、政令で定める基準に従い、前項の通報がすみやかに、かつ、的確に行なわれるために必要な通報施設を設けておかなければならない。

（ダムの操作規程）

第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするとき

は、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従つて行なわなければならない。

4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状態の変化その他当該ダムに関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。

（危害防止のための措置）

第四十八条 ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（記録の作成等）

第四十九条 ダムを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関する記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なく、これを河川管理者に提出しなければならない。

（管理主任技術者の設置）

第五十条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する場合においては、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行なうため、政令で定める資格を有する管理主任技術者を置かなければならない。

2 ダムを設置する者は、前項の規定により管理主任技術者を選任したときは、当該管理主任技術者につき、国土交通省令で定める事項を河川管理者に届け出なければならない。

（兼用工作物であるダムについての特例）

第五十一条 ダムと河川管理施設とが相互に効用を兼ねる場合における当該施設については、第十七条第一項の協議に基づき、河川管理者がその維持及び操作を行なう場合には、この款の規定

の適用について、政令で特別の定めをすることができ。

(ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム(次項及び次条において「利水ダム等」という。)の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に關し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者

- 三 関係都道府県知事
- 四 関係行政機関 関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調つた事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に關し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の三 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

2 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 河川管理者
- 二 利水ダム等に係る水利使用に關し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者

三 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

3 前条第三項から第七項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

第四款 緊急時の措置

(洪水調節のための指示)

第五十二条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第五十三条 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合において、「水利使用者」というのは、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に關し必要な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の協議を行うに当たつては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければならない利益に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき、水利使用の調整に關して必要なあつせん又は調停を行うことができる。(渇水時における水利使用の特例)

第五十三条の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合において、同項の承認を取り消さなければならない。

第四節 河川保全区域

(河川保全区域)

第五十四条 河川管理者は、河岸又は河川管理施設(樹林帯を除く。第三項において同じ。)を保全するため必要があると認めるときは、河川区域(第五十八条の二第一項の規定により指定したものを除く。第三項において同じ。)に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、河川保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域(樹林帯区域を除く。)の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合においては、五十メートルをこえて指定することができる。

4 河川管理者は、河川保全区域を指定するとき、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第五十五条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築
- 三 第三十三条の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合に

あつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する者からその許可に係る土地等を譲り受けた者から貸借その他のにより当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第五節 河川予定地

(河川予定地)

第五十六条 河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域(第五十八条の二第一項の規定により指定するものを除く。)内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2 河川予定地の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定地を指定するとき、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(河川予定地における行為の制限)

第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築
- 三 第二十二條第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当

あつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他のにより当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第五節 河川予定地

第五十六条 河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域(第五十八条の二第一項の規定により指定するものを除く。)内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2 河川予定地の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定地を指定するとき、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(河川予定地における行為の制限)

第五十七条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 工作物の新築又は改築
- 三 第二十二條第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を承継する法人に限る。)、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当

該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

第五十八條 河川管理者が河川予定地内の土地について権原を取得した後においては、当該土地の区域が河川区域となる前においても、この法律の適用については、その土地は、河川区域内の土地とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

第二章の二 河川立体区域
(河川立体区域)
第五十八條の一 河川管理者は、河川管理施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は洪水時の流水を貯留する空間を確保するための柱若しくは壁及びこれらによつて支えられる人工地盤から成る構造を有するものである場合において、当該河川管理施設の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため必要があると認めるときは、第六條第一項の規定にかかわらず、当該河川管理施設に係る河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の河川区域(以下この章及び第六條第三号において「河川立体区域」という。)を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

(河川保全立体区域)

第五十八條の三 河川管理者は、河川立体区域を指定する河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、当該河川立体区域に接する一定の範囲の地下又は空間を河川保全立体区域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、河川保全立体区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全立体区域の指定は、当該河川管理施設を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

4 河川管理者は、河川保全立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 河川保全区域が指定されている前條第一項の河川管理施設について、河川保全立体区域の指定があつたときは、当該河川保全区域の指定は、その効力を失う。

(河川保全立体区域における行為の制限)

第五十八條の四 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を變更する行為
- 二 工作物の新築、改築又は除却
- 三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

2 第三十三條の規定は、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。))を承継する法人に限る。同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第五十八條の五 河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を河川予定立体区域として指定することができる。

(河川予定立体区域)

2 河川予定立体区域の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定立体区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

4 河川予定地が指定されている第五十八條の二第一項の河川管理施設について、河川予定立体区域の指定があつたときは、当該河川予定地の指定は、その効力を失う。

第五十八條の六 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通

省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を變更する行為

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十二條第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三條の規定は相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、その許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。))を承継する法人に限る。同項の許可を受けた者からその許可に係る土地等を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

第五十八條の七 河川管理者が河川予定立体区域内の地下又は空間について権原を取得した後に、当該区域が河川立体区域となる前においても、この法律の適用については、その地下又は空間は、河川立体区域内の地下又は空間とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

第二章の三 河川協力団体

第五十八條の八 河川管理者は、次條に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を變更しようとするときは、あらかじめ、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

4 河川管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(河川協力団体の業務)

第五十八條の九 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。
- 二 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(河川協力団体の河川管理者による援助への協力)

第五十八條の十 河川協力団体は、水防法第十五條の十二第二項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同條第一項に規定する必要な情報提供、助言その他の援助に関し協力するものとする。

2 河川協力団体は、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第七十八條第二項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、河川管理者が行う同條第一項の規定による援助に関し協力するものとする。

(監督等)

第五十八條の十一 河川管理者は、第五十八條の九各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が第五十八條の九各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五十八條の十二 国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関

し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を
するものとする。

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の
特例)

第五十八條の十三 河川協力団体が第五十八條の
九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で
定める行為についての第二十条、第二十四条、
第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七
条第一項及び第三十四条第一項(第二十四条及
び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。)
の規定の適用については、河川協力団体と河川
管理者との協議が成立することをもって、これ
らの規定による許可又は承認があつたものとみ
なす。

第三章 河川に関する費用

(河川の管理に要する費用の負担原則)

第五十九條 河川の管理に要する費用は、この法
律及び他の法律に特別の定めがある場合を除
き、一級河川に係るものにあつては国、二級河
川に係るものにあつては当該二級河川の存する
都道府県の負担とする。

(一級河川の管理に要する費用の都道府県の負
担)

第六十條 都道府県は、その区域内における一級
河川の管理に要する費用(指定区間内における
管理で第九條第二項の規定により都道府県知事
が行うものとされたものに係る費用を除く。)
については、政令で定めるところにより、改良
工事のうち政令で定める大規模な工事(次項に
おいて「大規模改良工事」という。)に要する
費用にあつてはその十分の三を、その他の改良
工事に要する費用にあつてはその三分の一を、
災害復旧事業に要する費用にあつてはその十分
の四・五を、改良工事及び修繕以外の河川工事
に要する費用にあつてはその二分の一を負担す
る。

2 第九條第二項の規定により都道府県知事が行
うものとされた指定区間内の一級河川の管理に
要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都
道府県の負担とする。(この場合において、国
は、政令で定めるところにより、当該費用のう
ち、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するため
に施行する緊急河川事業に係る改良工事に要す
る費用にあつてはその三分の二を、再度災害を
防止するために施行する改良工事であつては大
規模改良工事であつて、堤防の欠壊等の危険
な状況に対処するために施行する緊急河川事業

に係るもの以外のものに要する費用にあつては
その十分の五・五を、その他の改良工事に要す
る費用にあつてはその二分の一を負担する。
(指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の
補助)

第六十一條 国は、第九條第二項の規定により都
道府県知事が行なうものとされた指定区間内の
一級河川の修繕に要する費用については、予算
の範囲内において、その三分の一以内を補助す
ることが出来る。

(二級河川の管理に要する費用の国の負担)

第六十二條 国は、二級河川の改良工事(第六
十條の三第一項の規定による協議に基づき市町村
長が行うものを除く。)に要する費用について
は、政令で定めるところにより、二分の一を超
えない範囲内でその一部を負担する。

(他の都道府県の費用の負担)

第六十三條 国土交通大臣が行なう河川の管理に
よる、第六十條第一項の規定により当該管理に
要する費用の一部を負担する都道府県以外の都
道府県が著しく利益を受ける場合においては、国
土交通大臣は、その受益の限度において、同項の
規定により当該都道府県が負担すべき費用の一部
を当該利益を受ける都道府県に負担させることが
出来る。

2 国土交通大臣は、前項の規定により当該利益
を受ける都道府県に河川の管理に要する費用の一
部を負担させようとするときは、あらかじめ
当該都道府県を統轄する都道府県知事の意見をきか
なければならぬ。

3 都道府県知事が行なう河川の管理により、当該
都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合
においては、当該都道府県は、その受益の限度に
おいて、当該都道府県が負担した当該管理に要す
る費用の一部を、当該利益を受ける都道府県に負
担させることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により当該利益を
受ける都道府県に河川の管理に要する費用の一部
を負担させようとするときは、あらかじめ、当
該利益を受ける都道府県を統轄する都道府県知事に
協議しなければならぬ。

(負担金の納付又は支出)

第六十四條 国土交通大臣が行なう一級河川の管
理に要する費用のうち、第六十條第一項の規定
により都道府県が負担すべき費用又は前条第一
項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべ
き費用は、政令で定めるところにより、国庫に
納付しなければならない。

2 都道府県知事が行なう河川の管理に要する費
用のうち、第六十條第二項後段若しくは第六十
二條の規定により国が負担すべき費用又は前条
第三項の規定により利益を受ける都道府県が負担
すべき費用は、政令で定めるところにより、当
該都道府県知事の統轄する都道府県に対して支
出しなければならない。

(境界に係る二級河川の管理に要する費用の特
例)

第六十五條 二級河川の二以上の都道府県の境界に
係る部分については第十一条第一項の規定による
協議に基づき関係都道府県知事が別に管理の方法
を定めた場合においては、当該河川の管理に要
する費用については、関係都道府県知事は、協議
してその分担すべき金額及び分担の方法を定め
ることが出来る。

(市町村長の施行する工事に要する費用)

第六十五條の二 第六十條の三第一項の規定によ
る協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河
川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括
する市町村の負担とする。この場合において、
国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に
要する費用については、政令で定めるところに
よる、その一部を負担する。

2 前項後段の改良工事により、同項後段の費用
の一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく
利益を受ける場合においては、当該費用の一部
を負担する都道府県は、その受益の限度におい
て、当該都道府県が負担すべき費用の一部を当該
利益を受ける都道府県に負担させることができ
る。

3 第六十三條第四項の規定は、前項の場合につ
いて準用する。

4 第一項後段の規定により国及び都道府県が負
担すべき費用又は第二項の規定により利益を受
ける都道府県が負担すべき費用は、政令で定め
るところにより、第一項前段の規定により費用を
負担する市町村に対して支出しなければならない。
(国土交通大臣の施行する特定河川工事に要す
る費用)

第六十五條の三 第六十條の四第一項の規定によ
り国土交通大臣が行う特定河川工事(二級河川
の修繕を除く。以下この項において同じ。)に
要する費用は、政令で定めるところにより、国
が負担金等相当額(都道府県知事等が自ら当該
特定河川工事を行うこととした場合に国が当該

都道府県知事等が統括する都道府県等に交付す
べき負担金又は補助金の額に相当する額をい
う。以下この項において同じ。)を、当該都道
府県等が当該特定河川工事に要する費用の額か
ら負担金等相当額を控除した額を負担する。

2 第六十條の四第一項の規定により国土交通大
臣が行う二級河川の修繕に要する費用は、政令
で定めるところにより、当該都道府県等の負担
とする。

3 第六十條の四第一項の規定により国土交通大
臣が行う特定河川工事により、前二項の費用の
全部又は一部を負担する都道府県以外の都道府県が
著しく利益を受ける場合においては、当該費用
の全部又は一部を負担する都道府県は、その受益
の限度において、当該都道府県が負担すべき費用
の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させる
ことが出来る。

4 第六十條の四第一項の規定により国土交通大
臣が行う特定河川工事について、第一項又は第
二項の規定によりその費用を指定都市が負担す
る場合において、都道府県が当該都道府県の区
域(その区域内に当該指定都市が存する都道府
県にあつては、当該指定都市の区域を除く。)
について著しく利益を受けるときは、当該指定
都市は、その受益の限度において、当該指定都
市が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける
都道府県に負担させることができる。

5 第六十三條第四項の規定は、前二項の場合に
ついて準用する。

6 国土交通大臣が第六十條の四第一項の規定に
より特定河川工事を行う場合においては、まず
全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等
は、政令で定めるところにより、第一項又は第
二項の規定により都道府県等が負担すべき費用
について、国庫に納付しなければならない。こ
の場合において、第三項又は第四項の規定によ
り利益を受ける都道府県が負担すべき費用があ
るときは、当該利益を受ける都道府県は、政令
で定めるところにより、当該都道府県等に対し
てその費用を支出しなければならない。
(災害が発生した場合における国土交通大臣の
行う特定維持に要する費用)

第六十五條の四 第六十條の五第一項の規定によ
り国土交通大臣が行う特定維持に要する費用
は、政令で定めるところにより、当該都道府県
等の負担とする。

2 第六十條の五第一項の規定により国土交通大
臣が行う特定維持により、前項の費用を負担す

る都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用を負担する都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

3 第十六条の五第一項の規定により国土交通大臣が行う特定維持については、第一項の規定によりその費用を指定都市が負担する場合において、都道府県が当該都道府県の区域（その区域内に当該指定都市の区域を除く。）については、当該指定都市の区域を除く。）については、著しく利益を受けるときは、当該指定都市は、その受益の限度において、当該指定都市が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

4 第六十三条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

5 国土交通大臣が第十六条の五第一項の規定により特定維持を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県等は、政令で定めるところにより、第一項の規定により都道府県等が負担すべき費用について、国庫に納付しなければならない。この場合において、第二項又は第三項の規定により利益を受ける都道府県が負担すべき費用があるときは、当該利益を受ける都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県等に対してその費用を支出しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第六十六条 河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、河川管理者（第五十九条及び第六十条第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは国土交通大臣、都道府県であるときは当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第六十八条、第七十条及び第七十条の二において同じ。）と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた

他の工事に要する費用は、第二十六条第一項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第三十七条の二、第五十八条の十三、第九十五条及び第九十九条第二項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第二項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(河川管理者以外の者が行なう工事に要する費用)

第六十九条 第二十条の規定により河川管理者以外の者が行なう河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該河川工事又は河川の維持を行なう者が負担しなければならない。

(受益者負担金)

第七十条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

(特別水利使用者負担金)

第七十条の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事、流水によつて生ずる公害を除去し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占有する者（以下この条において「特別水利使用者」という。）に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの（河川の流水を貯留するための河川管理施設を設置を伴うものを除く。）に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設及び管理に要する費用については、当該特別水利使用者

が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事に要する費用を河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

(負担金の通知及び納入手続等)

第七十一条 第六十七条、第六十八条第二項、第七十条第一項、前条第一項及び第七十五条第九項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(負担金の帰属)

第七十二条 第六十七条、第六十八条第二項、第七十条第一項、第七十条の二第一項又は第七十五条第九項の規定に基づく負担金は、国土交通大臣が負担させるものにあつては国、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の収入とする。

(義務の履行のために要する費用)

第七十三条 この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(強制徴収)

第七十四条 この法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合に

においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては国土交通大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、政令で定めるところにより、同項の負担金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第四章 監督

(河川管理者の監督処分)

第七十五条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、若しくは新たに条件を付し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第二十四条の規定に違反する保留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の

一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工物物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工物物若しくは土地を使用する権利を取得した者

二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者

三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

一 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

二 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。

三 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。

四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行ふべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならぬ。

4 河川管理者は、前項の規定により工物物を除却し、又は除却させたときは、当該工物物を保管しななければならない。

5 河川管理者は、前項の規定により工物物を保管したときは、当該工物物の所有者、占有者その他当該工物物について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該工物物を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならぬ。

6 河川管理者は、第四項の規定により保管した工物物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工物物を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該工物物の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工物物を売却し、その売却した代金を保管することができぬ。

7 河川管理者は、前項の規定による工物物の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工物物を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する工物物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工物物の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工物物(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工物物の所有権は、国土交通大臣が保管する工物物にあつては、都道府県知事が保管する工物物にあつては、当該都道府県知事が統括する都道府県に帰属する。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十六条 河川管理者は、前条第二項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分を受けた場合においては、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第二十三条若しくは第二

十六條第一項の許可又は第二十三条の二の登録を受けた者が、第四十一条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。

2 第二十二條第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3 河川管理者は、第一項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第二項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(河川監理員)

第七十七条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者(第七十五条第一項若しくは第二項の規定による処分又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。)に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行つてすることができる。

2 河川監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 前項の規定による証明書の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査)

第七十八条 国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定により許可、登録若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行つた後、若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可、登録若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工物物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(国土交通大臣の認可等)

第七十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行つたものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合
二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合
三 第三十六条の三第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合
四 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分若しくは第二十四条若しくは第二十六条第一項の規定による処分(第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する処分を除く。)又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

(国土交通大臣の指示)

第七十九条の二 国土交通大臣は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、洪水、津波、高潮等により、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあると認められる場合、異常な濁水により、水利使用が困難となり、若しくは困難となるおそれがあると認められる場合又は汚水の流入等により、河川環境の保全に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる場合において、それらの防止又は軽減を図るため緊急の必要があると認められるときは、当該指定区間内の一級河川の管理の一部を行い又は二級河川を管理する都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第五章 社会資本整備審議会の調査審議等
及び都道府県河川審議会

（社会資本整備審議会の調査審議等）
第八十条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、河川に関する重要事項を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項について関係行政機関に対し、意見を述べることができる。
第八十一条から第八十五条まで 削除

（都道府県河川審議会）
第八十六条 都道府県知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。

2 都道府県河川審議会に關し必要な事項は、条例で定める。
第六章 雑則

（経過措置）
第八十七条 一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域又は河川予定立体区域の指定の際現に権原に基づき、この法律の規定により許可若しくは登録を要する行為を行っている者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置についてこの法律の規定による許可又は登録を受けたものとみなす。

第二十五条、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行い、又は工作物を設置している者についても、同様とする。
（許可等を受けたものとみなされる者の届出）
第八十八条 前条に規定する指定があつた場合において、同条の規定により、第二十三条若しくは第二十四条から第二十七条までの許可又は第二十三条の二の登録を受けたものとみなされる者で政令で定めるものは、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

（調査、工事等のための立入り等）

第八十九条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全

区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入るうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入るうとする場合においては、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入るうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 第二十二條第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。
（許可等の条件）
第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認には、必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、登録又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
（廃川敷地等の管理）
第九十一条 河川区域の変更又は廃止があつた場合においては、従前の河川区域内の土地又は当

該区域内の河川管理施設であつて河川管理施設として管理する必要がなくなつたもの（国有であるものに限る。以下「廃川敷地等」という。）は、従前当該河川を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

2 廃川敷地等は、土地収用法第六六条の規定の適用については、前項の期間内においては、廃川敷地等とならないものとみなす。
（廃川敷地等の交換）
第九十二条 前条第一項の規定により廃川敷地等を管理する者は、同項の期間内において、政令で定めるところにより、当該廃川敷地等と新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

（二級河川に係る廃川敷地等の譲与）
第九十三条 国土交通大臣は、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定による交換が行なわれなかつたものについては、財務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、第九十一条第一項の期間満了後、その区域内に当該廃川敷地等が存する都道府県にこれを譲与することができる。

2 前項の場合において、土地収用法第六六条又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十九條の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた都道府県とする。
（廃川敷地等に関する費用等）
第九十四条 第九十一条の期間内における廃川敷地等の管理又は第九十二条の規定による廃川敷地等の交換に要する費用は、廃川敷地等となる前の当該河川が一級河川（指定区間内を除く。）であるときは国、二級河川又は指定区間内の一級河川であるときは当該河川の存する都道府県の負担とし、廃川敷地等の管理に伴う収益は、その管理の費用を負担する者の収入とする。

（河川の使用等に関する国の特例）
第九十五条 国が行う事業についての第二十条、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七條第一項、第五十三條の二第二項、第五十五条第一項、第五十七條第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす。

（道の特例）
第九十六条 道の区域内の河川については、この法律の規定にかかわらず、河川の管理に要する費用の負担、河川管理者の権限、流水占用料等の帰属その他の事項につき、政令で特別の定めをすることができる。

（不服申立て）
第九十七条 第二十二條第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たたる行為については、審査請求をすることができない。
2 第十七條第一項の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分について不服がある者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

3 第十七條第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である国又は国の機関が河川管理者に代わつてした処分について不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができない。
4 次に掲げる処分について不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができ、この場合には、審査請求をすることができない。
一 第二十四条から第二十七条まで、第二十九条、第五十五条第一項、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項若しくは第五十八條の六第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。
二 前号に規定する処分に関する第七十五条の規定による処分

5 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二條の規定は、前項各号の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。
（権限の委任）
第九十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(地方公共団体等への委託)
第九十九条 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第二十条、第二十四条、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一項(第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

(この法律の規定を準用する河川)
第一百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定(第十六条の四、第十六条の五、第六十五条の三及び第六十五条の四の規定を除く。)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参照して市町村の条例」と、第十六条の四第一項中「都道府県知事又は指定都市の長(以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、同条第二項、第十六条の五及び第六十五条の三第一項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第十六条の五第一項、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項並びに第六十五条の四第一項及び第五項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第六十五条の三第六項及び第六十五条の四第五項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
(一級河川、二級河川又は準用河川の指定に係る無償貸付け等)
第一百零一条 一級河川又は二級河川の指定があつた場合において、市町村が所有する当該一級河川又は二級河川の用に供される土地(一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川(以下「普通河川」という。)の用に供するため第三項又は国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第三十九号)第五条第一項第五号の規定により市町村に譲与されたものに限る。)は、当該土地が当該一級河川又は二級河川の用に供されている間、国に無償で貸し付けられたものとみなす。

2 準用河川の指定があつた場合において、国が所有する当該準用河川の用に供される土地は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十一条及び第二十二條の規定にかかわらず、当該土地が当該準用河川の用に供されている間、当該準用河川を管理する市町村長の統轄する市町村に無償で貸し付けられたものとみなす。

3 国土交通大臣は、一級河川、二級河川又は準用河川の指定が廃止された場合において、市町村が当該一級河川、二級河川又は準用河川の用に供されていた国の所有する土地を引き続き普通河川の用に供しようとするときは、当該土地について、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該普通河川を管理する市町村長の統轄する市町村に譲与することができる。
(事務の区分)
第一百零二条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項において単に「第一号法定受託事務」という。)とする。

一 第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六條第一項第三号及び第二項から第六項まで、第十条第一項及び第二項、同条第三項において読み替えて準用する第九條第三項(都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。)及び第四項、第十一条、第十二條第一項、第十四條、第十五條、第十五條の二第二項、第十六條第一項、同条第四項及び第五項(同条第六項においてこれらの規定を準用する場合

を含む)、第十六條の二第一項、同条第三項から第六項まで(同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第十六條の三第一項、第十六條の四第一項、第十六條の五第一項、第十七條から第二十條まで、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二条第一項から第三項まで及び第六項、同条第四項及び第五項(第二十二条の三第六項、第五十七條第三項、第五十八條の六第三項、第七十六條第二項及び第八十九條第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第二十二條の二、第二十二條の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十三條から第二十三條の三まで、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項、第二項及び第五項、第二十七條第一項及び第五項、第二十八條から第三十條まで、第三十一條第二項、第三十二條第四項、第三十四條第一項、第三十六條第二項及び第四項、第三十七條から第三十八條まで、第四十二條第二項から第四項まで、第四十三條第一項、第四十四條第一項、第四十七條第一項、第二項及び第四項、第五十一條、第五十三條第三項、第五十三條の二第一項及び第三項、第五十四條第一項及び第四項、第五十五條第一項、第五十六條第一項及び第三項、第五十七條第一項及び第二項、第五十八條の二、第五十八條の三第一項及び第四項、第五十八條の四第一項、第五十八條の五第一項及び第三項、第五十八條の六第一項及び第二項、第五十八條の八第一項、第二項及び第四項、第五十八條の十一から第五十八條の十三まで、第六十六條、第六十七條、第六十八條第二項、第七十條第一項、第七十條の二第一項及び第二項、第七十四條第一項から第三項まで及び第五項、第七十五條第一項から第七項まで、第七十六條第一項及び第三項、第七十七條第一項(河川監視員を命ずる事務に係る部分を除く。)、第七十八條第一項、第八十九條第一項から第三項まで、第六項及び第九項、第九十一條第一項、第九十二條、第九十五條並びに第九十九條第二項の規定により、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

三 第十六條の四第一項、第十六條の五第一項、第三十二條第四項及び第三十六條第三項の規定により、指定区間内の一級河川に関して指定都市が処理することとされている事務
四 第十六條の三の規定により、市町村が処理することとされている事務
2 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、指定区間内の一級河川及び二級河川の管理に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。
(政令への委任)
第一百零三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。
第七章 罰則
第一百零四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第二十三條又は第二十三條の二の規定に違反して、河川の流水を占用した者
二 第二十六條第一項の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
三 第二十七條第一項の規定に違反して、土地の掘削、盛り若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者
第一百零五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十二條の三第四項の規定に違反して、原状回復措置等を拒み、又は妨げた者
二 第三十條第一項の規定に違反して、工作物を使用した者
三 第八十九條第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
第一百零六条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第五十五條第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者
二 第五十八條の四第一項の規定に違反して、河川保全立体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者
第一百零七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第四十四條第一項の規定による指示に従わなかつた者

二 第四十七條第一項前段に規定する操作規程の承認を受けず、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者

三 第四十七條第三項の規定に違反して、ダムを操作した者

四 詐欺その他不正な手段により、第二十三條、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第五十五條第一項若しくは第五十八條の四第一項の許可又は第二十三條の二の登録を受けた者

五 詐欺その他不正な手段により、第三十條第一項の規定による検査に合格して、工作物を使用した者

第六百六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條の規定に違反して、記録を作成せず、又は記録の提出を拒み、若しくは虚偽の記録を提出した者

二 第五十條第一項に規定する管理主任技術者を置かない者、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者

三 第五十八條の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地又は第五十八條の七の規定により河川立体区域内の地下若しくは空間とみなされる河川予定立体区域内の地下若しくは空間において、第二十七條第一項の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

四 前号に規定する河川予定地内の土地又は同号に規定する河川予定立体区域内の地下若しくは空間において新築し、又は改築した工作物、第三十條第一項の規定に違反して、使用した者

六 第七十八條第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げたる者

第七百七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百二條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第八百八條 第三十三條第三項（第五十五條第二項、第五十七條第三項、第五十八條の四第二項及び第五十八條の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第九百九條 第二十八條又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定に基づく政令又は都道府県若しくは指定都市の条例には、必要な罰則を設けることができる。

第十百十條 前項の罰則は、政令にあつては六月以下の懲役、三十万円以下の罰金、拘留又は科料、条例にあつては三月以下の懲役、二十万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

附則 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から施行する。

第六十條第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「災害復旧事業に」とあるのは、「災害復旧事業又は災害の発生を防止し、若しくは流水の正常な機能を維持するために速やかに行う必要があるものとして政令で定める河川管理施設に係る工事若しくは河川の管理のための設備の更新に」とする。

第九條は、当分の間、地方公共団体に對し、第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定により国がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

第四條は、当分の間、地方公共団体に對し、一級河川又は二級河川（第九十條の規定によりこの法律の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（前項の改良工事を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第

二に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

第五條 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

第六條 前項に定めるもののほか、附則第三項又は第四項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條 国は、附則第三項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時に對して、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

第八條 国は、附則第四項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業については、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時に對して、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

第九條 地方公共団体が、附則第三項又は第四項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附則（昭和四十五年四月一日法律第一三三号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から施行する。

年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうことを妨げない。

一から九まで 略

第十條 河川法第七十四條第五項

附則（昭和四五年六月一日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年六月一日法律第四七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助)並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の歳出予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度及び昭和六十二年の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度に於ける事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出されるべきものとされた国の負担又は補助並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の歳出予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度及び昭和六十二年の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)

附 則 (昭和六二年四月一日から施行する) (施行期日) 抄

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担及び当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担(以下この項において「国等の負担」という。)であつて昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされたもの以外のもの、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国等の負担並びに昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国等の負担で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助(昭和六十一年度以前の年度に支出されるべきものとされた国の負担又は補助)並びに昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)

附 則 (昭和六二年九月四日法律第八七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十一年度の歳出予算から適用する。

附 則 (昭和六二年五月二九日法律第三四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十一年度の歳出予算から適用する。

附 則 (昭和六二年五月二九日法律第三四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担(当該国の負担に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特別に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係るものにあつては、平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)

附 則 (平成三年三月三〇日法律第一五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条及び第十九条の規定を除く。)による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特別に係る規定並びに平成三年度の特別に係る規定は、平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係るものにあつては、平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。)

附 則 (平成三年三月三〇日法律第一五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定は、平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係るものにあつては、平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係るものにあつては、平成三年度。以下この項において同じ。)

附 則 (平成五年三月三一日法律第八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条及び第二十条の規定を除く。)による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担(当該国の負担に係るものにあつては、平成五年度以降の年度の歳出予算に係るものにあつては、平成五年度。以下この項において同じ。)

附 則 (平成三年五月二日法律第六一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律(罰則に関する経過措置)適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年三月三一日法律第八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条及び第二十条の規定を除く。)による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の歳出予算に係るものにあつては、平成五年度以降の年度の歳出予算に係るものにあつては、平成五年度。以下この項において同じ。)

附 則 (昭和六二年五月二九日法律第三四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)

附則（平成七年四月五日法律第六四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年六月四日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の河川法（以下「新法」という。）第十六条第一項の規定に基づき当該河川について河川整備基本方針が定められるまでの間において、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の河川法（以下「旧法」という。）第十六条第一項の規定に基づき当該河川について定められている工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第十六条第一項の規定に基づき当該河川について定められた河川整備基本方針とみなす。

2 この法律の施行の日以後新法第十六条の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について河川整備計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定に基づき当該河川について定められている工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第十六条の二第一項の規定に基づき当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなす。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定

（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
（河川法の一部改正に伴う経過措置）
第三百三十七條 施行日前に第四百三十三條の規定による改正前の河川法（以下この条において「旧河川法」という。）第七十九條第二項第一号又は第四号の規定によりされた認可は、第四百三十三條の規定による改正後の河川法（以下この条において「新河川法」という。）第七十九條第二項第一号又は第四号の規定によりされた同意とみなす。
2 施行日前に旧河川法第七十九條第二項第二号又は第三号の規定による建設大臣の認可を受けた都道府県知事は、新河川法第七十九條第二項第二号又は第三号の規定による建設大臣との協議を行ったものとみなす。
3 この法律の施行の際現に旧河川法第七十九條第二項の規定によりされている認可の申請は、新河川法第七十九條第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。
4 この法律の施行の際現に準用河川の用に供されている国の所有する土地は、国有財産法第二十一條及び第二十二條の規定にかかわらず、当該土地が準用河川の用に供されている間、当該準用河川を管理する市町村長の統轄する市町村に無償で貸し付けられたものとみなす。
（国等の事務）
第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）
第六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に報告、届出、提出その他の手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）
第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）
第六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附則（平成十二年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十條第一項及び第五項、第十四條第三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）
第二十八條 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から五十四まで 略
五十五 河川審議会
（別に定める経過措置）
第三十條 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年四月二八日法律第五三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年五月一九日法律第七八号）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の河川法第六條第五項の規定による農林水産大臣との協議をした河川管理者は、前条の規定による改正後の河川法第六條第五項の規定による漁港管理者との協議をしたものとみなす。

附則（平成二十二年五月三一日法律第九一号）抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二九日法律第九二二号）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月八日法律第一一四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。附則（平成十四年三月三〇日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第十二条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第四条から第七条まで及び附則第十一条の規定 平成十五年一月一日

附則（平成二十六年六月九日法律第八四九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年七月二九日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年三月三一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九條の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月三一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。）、並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年以降の年度に支出される国の負担及び平成二十二年以降の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年以降の年度に繰り越されるもの
- 二 略
- 三 次に掲げる法律の規定 平成二十三年以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十二年以前年度の事務又は事業の実施により平成二十三年以降の年度に支出される国の負担及び平成二十二年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）

二 略

附則（平成二十三年五月二日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附則（平成二十五年六月二二日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、第二条（河川法目次の改正規定（第十五条）を「第十五条の二」に改める部分に限る。）、同法第十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の改正規定、同法第四十一条（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十五条の改正規定（同条第二項第三号中「洪水」の下に「津波」を加える部分を除く。）、同法第七十六条から第七十九条まで及び第八十七条の改正規定、同法第八十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第九十条及び第九十五条の改正規定、同法第一百条の三第一項第一号の改正規定（第十五条）の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）並びに同法第二百二条及び第二百五条の改正規定に限る。）並びに附則第三条、第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和二十九年法律第六十七号）の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「第十五条の二第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る。）、第八条、第九条及び第十一条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（河川法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際に第二条の規定による改正前の河川法（次項において「旧河川法」という。）第二十三条の規定による許可であつて、第二条の規定による改正後の河川法（以下この条及び附則第三条において「新河川法」という。）第二十三条の二の規定が適用される流水の占用に係るものは、同条の規定によりした登録とみなす。この場合において、新河川法第二十三条の三の規定は、適用しない。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際にされている旧河川法第二十三条の規定による許可の申請であつて、新河川法第二十三条の二の規定が適用される流水の占用に係るものは、同条の規定によりした登録の申請とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二五年六月二日法律第五三三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
 三 附則第九条の規定 この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三十五号）の公布の日（平成二五年六月二日）
九号 抄
附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないうこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないうこととされるもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないうこととされるもの）は、これを提起する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定

べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
 2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二七年五月二〇日法律第二二二号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定

による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
附則（平成二九年六月二日法律第四四号）
 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和三年五月一〇日法律第三三三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日
 二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第七号の改正規定（「第七号の二第二項」を「第七号の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同法中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）第七号の規定（同法中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和二十九年法律第六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
 （政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。